



あきる野市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年3月25日

あきる野市監査委員 在 原 一 憲
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人



あ企企発第34号

令和7年3月14日

あきる野市監査委員 在 原 一 憲 様

あきる野市監査委員 子 籠 敏 人 様

あきる野市長 中嶋 博幸

地方自治法第199条第14項に基づく通知について

このことにつきまして、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

1 監査の根拠法令及び区分

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

企画政策部企画政策課

3 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行した財務に関する事務等

4 監査の実施期間

令和5年4月4日から令和5年6月26日まで

5 措置内容

(1) 指摘事項

指摘事項	改善等措置
【企画政策課】 ○指定管理者選定委員会委員の報酬額について 指定管理者選定委員会委員は、非常勤の特別職の職員であり、その報酬額については、あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例において日額13,000円の範囲内で市長が定めると規定され、委員長が日額10,000円、委員が日額9,500円で支払われている。しかしながら、この報酬日額が決定された文書については、確認できなかったため、報酬額の決定が明確になるよう事務処理を検討されたい。	【企画政策課】 指定管理者選定委員会委員を委嘱する際の意味決定に当たり、起案文書中に同委員会委員の報酬額（委員長：10,000円、委員：9,500円）（日額）を明記することとしました。
【企画政策課】 ○男女共同参画推進市民会議委員の報償額について 男女共同参画推進市民会議委員の報償については、あきる野市男女共同参画推進市民会議設置要綱第5条において予算の範囲内で支払う旨が規定され、日額7,500円で支払われている。しかしながら、この報償日額が決定された文書については、確認できなかったため、報償額の決定が明確になるよう事務処理を検討されたい。	【企画政策課】 男女共同参画推進市民会議委員を委嘱する際の意味決定に当たり、起案文書中に同会議委員の報償額（7,500円）（会議1回当たり）を明記することとしました。



あ都都発第84号
令和7年3月12日

あきる野市監査委員 在 原 一 憲 様
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人 様

あきる野市長 中 嶋 博 幸

地方自治法第199条第14項に基づく通知について

このことにつきまして、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

1 監査の根拠法令及び区分

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

都市整備部都市計画課（都市政策課）

3 監査の範囲

令和5年4月3日（月）から令和5年8月31日（木）までに執行した財務に関する事務等

4 監査の実施期間

令和5年9月11日（月）から令和5年11月27日（月）まで

5 措置内容

（1）指摘事項

指摘事項	改善等措置
支出負担行為手続について 消耗品費である月刊図書の年度購入について、契約しているにも拘わらず負担行為手続が行われていないものを確認した。あきる野市支出負担行為手続規則においては、単価契約以外の消耗品費は、購入契約を締結次第速やかに負担行為手続を行う旨が規定されている。本件は、金額が少額であるため口頭で図書の年度購入の約束が取り交わされているが、これも契約行為であり負担行為手続は必要である。 あきる野市支出負担行為手続規則に基づき事務処理されるよう整理されたい。	指摘に基づき、支出負担行為手続きを速やかに行った。 また、令和6年度については年度当初に支出負担行為続きを行っている。



あ教教発第 1 5 6 号

令和 7 年 3 月 1 3 日

あきる野市監査委員 在 原 一 憲 様

あきる野市監査委員 子 籠 敏 人 様

あきる野市教育委員会

教育長 丹治 充

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項に基づく通知について

このことにつきまして、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

1 監査の根拠法令及び区分

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

あきる野市教育委員会 多西小学校（教育部教育総務課所管）

3 監査の範囲

令和5年4月3日から令和5年10月31日までに執行した財務に関する事務等

4 監査の実施期間

令和5年11月2日から令和6年1月25日まで

5 措置内容

指摘事項	改善等措置
【教育総務課】 決定対象事案の実施細目について 校長又は副校長の決定すべき事案については、あきる野市立学校事案決定規程第4条第1項に定められ、同条第2項では、あきる野市教育委員会教育長がこの事案について実施細目を定めなければならないとされている。この実施細目の策定状況を確認したところ、未整備であったため早急に整備されたい。	【教育総務課】 あきる野市学校事案決定規定に基づき、「あきる野市立学校事案決定実施細目」を定め（令和6年4月1日付け施行）、市内小中学校に周知した。
【多西小学校】 校長口座の出納簿について あきる野市立学校児童・生徒教育振興事業補助金などの処理で使用している校長口座の管理状況を確認したところ、出納簿による管理がされていなかった。校長口座により管理される現金は、通帳に記載される内容だけではその用途等の確認が難しいため出納簿による管理に努められたい。	【多西小学校】 全ての収支は、その根拠となる証拠書類により処理することとし、処理の都度、現金出納簿に記載することとした。
【多西小学校】 学校徴収金基本計画について 学校徴収金基本計画は、学校教育活動を行うために保護者等が負担する経費（教材費用や移動教室費用など）をあきる野市立学校徴収金事務取扱規程に基づき校長が学校徴収金として定め、その種類毎に徴収目的、徴収金額や徴収方法を示したものである。 学校徴収金基本計画を確認したところ、徴収方法は、原則として、教材費会計は年2回、移動教室会計は年1回口座振替にて徴収すると定めている。しかし、移動教室及び卒業アルバム経費については、契約業者の定める口座振替により徴収されていた。学校徴収金の徴収方法については、徴収金の種類に応じて学校口座への振替による徴収と契約業者の定める口座への振替による徴収があるため、学校徴収金を納める保護者等が、徴収方法を明確に把握できるよう徴収方法の記載内容を検討されたい。また、この計画の条文のな	【多西小学校】 令和6年度の基本計画では、「契約業者による徴収代行システムの利用もできるものとする」との一文を追加した。（ただし、令和5・6年度は、移動教室及び卒業アルバムともに学校口座への振替を行い、業者に支払いをした（支払う）。） 令和6年度の基本計画において、誤字は訂正した。 規則名や金融機関名は正しい名称に修正した。

かで、「規程」を「規定」とするなどの誤字が見受けられたためこれを訂正されたい。	
【指導室】 総合的な学習の時間の講師報償額について 総合的な学習の時間の講師の報償については、あきる野市独自研修や東京都教職員研修センターの講師謝礼基準を参考として報償額を積算し予算化されている。しかし、この報償額が決定された文書は、確認できなかった。報償額の決定が明確になるよう事務処理を検討されたい。	【指導室】 4月当初に各学校から「令和6年度講師招へい事業一覧」という講師名、事業内容、受講人数、講師報償額等を記載した書類を提出してもらい、起案により報償額を決定するようにした。
【多西小学校】 備品の管理について 備品は市の財産である。地方財政法第8条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない旨が定められている。備品の定期的な確認の実施状況を確認したところ、これについては行われていなかった。定期的な備品の状態の確認と備品台帳の整理に努められたい。また、故障や型が古くなったことなどに伴い長期間使用していない備品については、用途変更や廃棄処分を検討されたい。	【多西小学校】 夏季休業中に全教職員で備品点検（備品の定期的な確認の実施）を行った。 また、令和6年度は、全教職員で教材室や各倉庫の整理を行い、故障や古くて使用していない物品は廃棄処分するなど校内整備をした。 今後も毎年備品点検及び校内整備をする機会を設定し、児童の学習環境が良好となるように努める。



あ教教発第 1 5 7 号

令和 7 年 3 月 1 3 日

あきる野市監査委員 在 原 一 憲 様

あきる野市監査委員 子 籠 敏 人 様

あきる野市教育委員会

教育長 丹治 充

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項に基づく通知について

このことにつきまして、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

1 監査の根拠法令及び区分

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

あきる野市教育委員会 秋多中学校（教育部教育総務課所管）

3 監査の範囲

令和5年4月3日から令和5年10月31日までに執行した財務に関する事務等

4 監査の実施期間

令和5年11月2日から令和6年1月25日まで

5 措置内容

指摘事項	改善等措置
【教育総務課】 決定対象事案の実施細目について 校長又は副校長の決定すべき事案については、あきる野市立学校事案決定規程第4条第1項に定められ、同条第2項では、あきる野市教育委員会教育長がこの事案について実施細目を定めなければならないとされている。この実施細目の策定状況を確認したところ、未整備であったため早急に整備されたい。	【教育総務課】 あきる野市学校事案決定規定に基づき、「あきる野市立学校事案決定実施細目」を定め（令和6年4月1日付け施行）、市内小中学校に周知した。
【教育総務課】 校長交際費基準について あきる野市教育委員会が定める校長交際費基準は、祝金など交際費の種類を4つの項目に分類し、その項目毎に校長交際費の金額の上限や支出の対象となる行事などの条件を定め校長交際費の範囲を整理している。校長交際費として支出された二宮地区祭礼への祝金について確認したところ、この基準に基づき町内会行事への祝金として支出したものと説明を受けた。しかし、支出基準における祝金は、支出対象を町内会、自治会、または青少年が主催する式典、総会または行事としているため、校長交際費の支出基準に適合しているとは言い難い。本市の交際費支出基準については、市長等の交際費支出基準なども定められている。これらを参考に、明瞭な校長交際費基準を検討されたい。	【教育総務課】 都内26市の支出基準を参考に、現在の実情を踏まえて令和6年4月1日付けで改正し、市内小中学校に周知した。
【秋多中学校】 学校徴収金基本計画について 学校徴収金基本計画は、学校教育活動を行うために保護者等が負担する経費（教材費用や移動教室費用など）をあきる野市立学校徴収金事務取扱規程に基づき校長が学校徴収金として定め、その種類毎に徴収目的、徴収金額や徴収方法を示したものである。 学校徴収金基本計画を確認したところ、徴収方法は、原則として、教材費会計は年2回、移動教室会計は年1回口座振替にて徴収すると定めてい	【秋多中学校】 指摘を受け誤字を修正した。合わせて同様の様式を使用していると思われる市内各校に誤字が確認されたことを連絡し、各校での訂正を依頼した。

る。しかし、移動教室及び卒業アルバム経費については、契約業者の定める口座振替により徴収されていた。学校徴収金の徴収方法については、徴収金の種類に応じて学校口座への振替による徴収と契約業者の定める口座への振替による徴収があるため、学校徴収金を納める保護者等が、徴収方法を明確に把握できるよう徴収方法の記載内容を検討されたい。また、この計画の条文のなかで、「規程」を「規定」とするなどの誤字が見受けられたためこれを訂正されたい。	
【指導室】 総合的な学習の時間の講師報償額について 総合的な学習の時間の講師の報償については、あきる野市独自研修や東京都教職員研修センターの講師謝礼基準を参考として報償額を積算し予算化されている。しかし、この報償額が決定された文書は、確認できなかった。報償額の決定が明確になるよう事務処理を検討されたい。	【指導室】 4月当初に各学校から「令和6年度講師招へい事業一覧」という講師名、事業内容、受講人数、講師報償額等を記載した書類を提出してもらい、起案により報償額を決定するようにした。
【秋多中学校】 支出負担行為手続について 新聞の年度購入について、契約しているにも拘わらず負担行為手続が行われていないものを確認した。あきる野市支出負担行為手続規則では、単価契約以外の契約において購入契約が締結した場合、速やかに負担行為手続を行うと定められている。本件は、金額が少額のため口頭で新聞の年度購入の約束が取り交わされているものだが、これも契約行為であるため負担行為の手続は必要である。支出負担行為手続規則に基づき事務処理されたい。	【秋多中学校】 指摘を受け市教委学務係からも市内全校に指示があり、令和6年度より年度当初に年間購入の契約を行ったのち、速やかに支出負担行為手続を行うようにした。
【秋多中学校】 理科教材用薬品の管理について 理科教材用薬品の管理状況を確認したところ、保管する薬剤に名称が記載されていないものや使用期限が過ぎているものが見受けられた。理科教材用薬品については、取り扱いによって危険が伴う場合があるため、薬剤名称のラベリングの徹底や使用期限に応じた薬剤の廃棄に努められたい。また、薬品管理簿については、薬品を使用した際の記録がなく、薬品状況の確認者の確認印が押印されていないため、記録漏れのないよう管理簿の適正な運用に努められたい。	【秋多中学校】 夏季休業中に薬剤の名称を確認し、それぞれ記載するようにした。廃棄は年1回の市教育委員会の回収時に行い、管理簿は記録・押印するようにした。
【秋多中学校】 保健室薬品の管理について 保健室薬品の管理状況を確認したところ、薬品を収納する棚で地震等により転倒する可能性があるものが見受けられた。転倒防止の対策に取り組まれたい。また、薬品管理簿については、薬品の購入日が記録されていなかったため、記録漏れのないよう管理簿の適正な運用に努められたい。	【秋多中学校】 指摘のあった薬品戸棚は撤去した。管理簿は購入日も記録し適正に運用することとした。

【秋多中学校】 備品の管理について 備品の管理状況を確認したところ、定期的な備品の状態確認と備品と備品台帳の突合が行われていた。今後も継続されたい。一方、長期間使用していない備品があるため、その必要性を改めて検討されたい。	【秋多中学校】 長期間使用していない備品の中で、今後再び使用する可能性があり、また十分使用できるものであることを確認できた物品は継続して保管し、それ以外のものは夏季休業中の備品点検を経て廃棄処理した。
【秋多中学校】 技術室等の整理整頓について 技術室（木工室及び金工室）、家庭科室及び理科室と各準備室を確認したところ、教材の一部の収納整理が徹底されておらず、また、長期間使用していないものも見受けられた。 学習指導要領や教科書を参考に各教材の使用頻度を確認するとともに、その頻度に応じた効率的な収納整理に努められたい。また、今後、使用する見込みのない教材については、廃棄処分を検討されたい。これらに加え、教材を収納する棚で地震等により転倒する可能性があるものが見受けられるため、改めて転倒防止の対策に取り組まれたい。なお、理科室の準備室において、調味料や缶詰を確認したため、授業に必要でないものを準備室に置かないよう徹底されたい。	【秋多中学校】 各準備室は夏季休業中等を利用し整理整頓した。
【秋多中学校】 クラブハウスの物品管理について 部活動等で使用しているクラブハウスを確認したところ、使用用途が分からない大量の瓶類が棚に収納されていた。クラブハウスの安全な管理と収納スペースの効率的な活用を図るためにも、今後、使用する見込みがない物品は、整理することが望ましい。物品の定期的な確認を行い適正な管理に努められたい。	【秋多中学校】 大量のびん類は過去にトレーニングに活用していたことが判明。現在は使用していないため廃棄した。物品の定期的な確認は長期休業中に行った。
【秋多中学校】 体育館の避難経路について 体育館の非常口を確認したところ、非常口への経路にボール整理かごが置かれているため、避難経路の確保が十分でない箇所があった。この備品については、タイヤが付いているため簡易に移動できるとのことで、有事の際には、これを移動し避難するとの説明を受けたが、速やかな避難の実現のためには、この状況は適切でない。避難経路が適切に確保されるようボール整理かごの収納場所を検討されたい。	【秋多中学校】 部活動顧問と体育科教員によりボール及びボールかごの整理を行い、かごの台数を減らして避難経路を確保した。